

# ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

### 受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。  
 ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童 ④父(母)の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

## 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父(母)、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



### 手当の金額(月額)

#### ▶児童1人の場合

- 全額支給/42,330円・一部支給/42,320~9,990円

#### ▶児童2人以上の加算額

- 2人目 全額支給/10,000円・一部支給/9,990~5,000円
- 3人目以降一人につき 全額支給/6,000円・一部支給/5,990~3,000円

#### ▶1級該当児童1人につき51,500円

- ▶2級該当児童1人につき34,300円

### 手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。  
 ※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

### 所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	扶養親族などの数	所得額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額			受給者	配偶者および養育者
	万円	万円	万円		万円	万円
0人	19	192	236	0人	459.6	628.7
1人	57	230	274	1人	497.6	653.6
2人	95	268	312	2人	535.6	674.9
3人	133	306	350	3人	573.6	696.2
4人	171	344	388	4人	611.6	717.5
5人	209	382	426	5人	649.6	738.8

- 1 受給資格者の取入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。  
 (1)本人の場合  
 ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円  
 ②特定扶養親族1人につき15万円  
 (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族などが6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

### 現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(月)~31日(水)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月12日(金)~9月12日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

※児童扶養手当受給者の方へ  
 次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。  
 ①支給開始月から5年を経過する予定の方  
 ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方  
 ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方  
 ④既に①~③の期間を経過した方  
 ※①~③は2016年8月から2017年7月に期間を経過する方が対象です。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)  
 特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

# 町総合防災訓練を行います 防災ワンポイントコーナー

日時/8月23日(火) 10時~13時 場所/川湯駅前交流センター・川湯小学校

町では8月23日、川湯駅前交流センターと川湯小学校で、アトサヌプリ(硫黄山)が水蒸気噴火したとの想定で総合防災訓練を行います。

当日9時ころ、消防のスピーカーで訓練を予告します。訓練開始時の10時ころには、消防のスピーカーを通じてJアラートが鳴動します。また、町内にお住まいの方で、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯電話を持ち、エリアメールの受信設定をされている方には、大きな音とともにメールが届きます。

川湯小学校グラウンドでは自衛隊のヘリコプターが離着陸し、川湯駅から川湯小学校の間では、警察・消防・自衛隊の車両が国道、道道、町道を往来しますので、ご注意ください。

訓練の参加については、川湯地区連合自治会内の各自治会にお願いしています。ご不明な点がございましたら、各自治会長にお問い合わせください。訓練の概要は、次のとおりです。

時間	訓練の概要	場所
10:00~	噴火発表、Jアラート・エリアメール、川湯駅前住民への避難指示(川湯駅前交流センターに一時集合)、自衛隊の災害派遣(避難者輸送など)	川湯駅前交流センター
10:20~	自主避難を含む避難所への避難(川湯小学校)~受け付け	川湯小学校
10:30~12:50	避難所での訓練(段ボールベッド組み立て体験、負傷者の応急止血方法体験、災害用通信機材の研修、自衛隊炊き出し食の試食)	
12:50~	解散~避難者の輸送	

### 【昨年の訓練の様子】



消防団による避難広報



自衛隊車両による避難者輸送



消防隊員による負傷者救護

問い合わせ先/役場総務課防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

## エコのすすめ

小さなことからコツコツと!環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

「エコ」って...?

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



### ご存じですか? 「環境活動奨励金」

皆さんのリサイクルに対するご理解とご協力により、本町では、ごみ全体の約4分の1がリサイクルできる資源化物として分別されています。資源化物を売却して得た収益は2015年度で約700万円。その一部を「環境活動奨励金」として、資源ごみの分別など環境保全に積極的に取り組んでいる各自治会や学校、コンビニエンスストアに還元しています。

次世代により良い環境を残していくため、自然環境の保全に向けて、今後も皆さんのさらなるご協力をお願いします。

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

### 扇風機で夏を涼しく



外が涼しい場合は、窓を開けてその前に扇風機を置き、室内に向かって回しましょう。室内に涼しい風が入ってきます。

逆に、室内に熱がこもっている場合は、扇風機を外に向けて回し、室内の熱を逃がしましょう。